

制度情報—2021年7月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

全国的な「放管服」改革の深化、市場主体の活力の育成、活性化への注力に
ついてのテレビ・電話会議で決定された重点任務分掌案の公布に関する通知

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2021〕25号

(公布日) 2021年07月20日

1. 主なポイント

- (1) 「放管服」改革を深化させ、税務総局によりビッグデータを運用し、税の優遇政策を享受する納税者を主体的に弁別し、それらの納税者に税の優遇政策に関する情報を送信するとともに、各地において企業の合理的な要請を解決するメカニズムを整備する。(第4条)
- (2) 企業審査認可事項の書類や手続きを減らし、所要時間を短縮し、国務院弁公庁、国家市場管理総局、発展改革委員会、商務部それぞれの職責に基づく分掌を推進し、それらの一環として、2021年末までに発展改革委員会、商務部より『市場参入ネガティブリスト(2021年版)』を改訂、公布する。(第5条)
- (3) 地方に対する保護、業界独占及び不正競争行為の取締り対策を強化し、各地の市場監督管理局で取引制限、企業の不当廉売、価格詐欺、虚偽の宣伝、商業的風評等の不正競争行為に対する取締りを強化する。(第9条)
- (4) 管理監督規則を整備し、機関を跨ぐ総合監督管理、信用リスクの分類監督管理を行い、2021年末までに市場監督管理分野での企業信用リスク分類管理の推進に関する意見規定を制定し、違法なインターネット公告に対する懲罰を加重する。(第10条)

2. 今後の留意点

2021年6月2日、国務院李克強総理が「放管服」改革の深化、市場主体の活力の育成、活性化についてのテレビ・電話会議を開催し、各国家機関の職責、分掌を明確にする目的から、国務院弁公庁で本案が制定された。本案では各機関の職責及び実施する具体的措置について明確に定めたが、多くは国家レベルの各機関の職責に言及したもので、地方機関の職責については各国家機関による指示が待たれている。各日系企業では本通知に注目するとともに、現地政府機関により今後執行されるビジネス環境改善、企業の手続き利便化に関する措置にも留意し、企業に恩典をもたらす政策を活用されたい。(全25条)

**顔認証技術を使用した個人情報処理をめぐる民事案件の審理への
法律適用にかかる若干の問題に関する規定**

（発令元）最高人民法院

（法令番号）法釈〔2021〕15号

（公布日）2021年7月28日

（施行日）2021年8月1日

1. 主なポイント

- (1) 本法の適用範囲を明確にした。法律、行政法規又は当事者双方の約定に違反する顔データ及び顔認証技術に基づいて生成された顔データの処理によってもたらされた民事紛争に、本法を適用する。（第1条）
- (2) 情報処理者による自然人の人格権侵害の8種類の行為を詳細に列挙した。情報処理者が顔データ処理の目的、方式、範囲を明示せずに、又は相応の技術措置や必要措置を取ることなく収集、保管した顔データを漏えい、改ざん、紛失させた等。（第2条）
- (3) 顔データの処理について情報処理者の責任を免除する事由を列挙した。テレビ局が公共の利益のために行うニュース報道等の合理的な範囲内で顔データを処理する等。（第5条）
- (4) 情報処理者と当事者双方の経済的実力、専門技術の不均衡を考慮し、情報処理者に対してより多くの虚証責任を課した。情報処理者はその行為が法律規定に適合していることもしくは免責事由に該当することを立証しなければならない。（第6条）
- (5) 自然人の財産損失の範囲を合理的に定義し、自然人が権利保護のために行う調査、証拠取得にかかる費用、合理的な弁護士費用等はいずれも財産損失の範囲に含まれ、権利侵害者に賠償を請求できる。（第8条）
- (6) 不動産管理サービス業者等の特殊業界に対する規制を定めた。不動産管理業者が不動産の保有者に対し顔データの登録を強要し、小区（団地）の出入りに顔認証方式を採用する場合、不動産保有者は出入りに顔認証以外の方式を採用するよう要求することができ、侵害を受けた場合、不動産管理業者に賠償を請求できる。（第10条）

2. 今後の留意点

本法は今後公布される予定の『個人情報保護法』とともに個人情報保護の法的枠組みを構成するものとなる。各日系企業では、顔認証技術を勤怠や業務処理に利用する場合、事前に従業員の同意を得る等、コンプライアンス手続きを履行し、一定の技術措置や必要措置を講じて個人情報の漏えいを防止しないと、賠償や権利侵害責任の負担を求められる可能性がある。また、日系企業の駐在員は、ショッピングモールや団地等の施設出入り、日常の携帯アプリ使用において、慎重かつ合理的に顔データを使用するようにし、顔データが盗用されることによって財産の損失、プライバシーや名誉の毀損が生じることのないよう留意する必要がある。（全16条）

市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国家市場監督管理総局令第 44 号

(公布日) 2021 年 7 月 30 日

(施行日) 2021 年 9 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 信用失墜名簿（以下「ブラックリスト」という）の適用主体の範囲が拡大されて「企業」から「当事者」に変わったことで、中国に設立された代表処や企業の高級管理職、関連責任者も「ブラックリスト」に登録される可能性がある。（第 2 条）
- (2) 「ブラックリスト」への登録条件を大幅に詳細化し、「やや重い行政罰」の具体的状況を列挙し、重さに従う処罰の原則により罰金、資格等級の引き下げ、生産経営活動の制限、操業停止命令を受けたもの等とした。（第 2 条）
- (3) 「ブラックリスト」に登録する業界分野及びその違法行為を列挙した。食品、医薬品、医療機器、化粧品等の品質安全に関わる行為や、消費者権益を侵害する行為、あるいは独占、不正競争等の行為が存在すると、ブラックリストに登録される可能性が高くなる。（第 5 条、第 6 条、第 9 条等）
- (4) 「ブラックリスト」に登録される行為を 3 種、新たに設けた。虚偽の書類を提出するか重要な事実を隠匿して行政許可を取得したか、市場主体登記の取得、変更、抹消を行った等。（第十条）
- (5) 違法行為の判断要素を新たに設けた。市場監督管理機関が、ある企業を信用失墜リストに登録するか否かを判断するにあたっては、行為者の主観的な悪意、違法の発生頻度、持続時間、製品の価値金額等を総合的に考慮しなければならない（第 12 条）

2. 今後の留意点

「ブラックリスト」に登録されてしまうと、企業の財務・税務面の優遇政策や新規プロジェクト等の申請に影響が及び、企業は重点監督対象とされて検査を受ける頻度が増やされ、関連責任者の職務資格が制限されることもある。市場監督管理機関に「ブラックリスト」登録を認定された企業では、主観的な故意がないことを証明する証拠を探し出せばリスト登録を免れることも可能だが、これには十分な証拠が必要となる。

もし違法行為の疑いから行政調査を受けることになってしまった場合には、行政法執行者との対応時に、不満を抱かれて重い処罰を受けることにならないよう、態度や対応に留意するとともに、速やかに弁護士に相談し、専門的観点からのサポートを得ることで、信用や利益の損失を極力減らし、回避することもつながる。（全 26 条）

簡易抹消登記のさらなる整備、中小零細企業の市場退出迅速化に関する通知

(発令元) 国家市場監督管理総局 国家稅務總局

(法令番号) 国市監注発〔2021〕45号

(公布日) 2021年7月30日

1. 主なポイント

- (1) 簡易抹消登記の適用範囲を拡張した。債権債務が発生していないか、債権債務の清算を済ませた市場主体（上場している株式会社を除く）は、簡易抹消を申請できるとした。（第1条）
- (2) 簡易抹消にかかる公示期間を45日から20日に短縮し、企業は公示期間の満了後20日以内に市場監督管理機関へ抹消を申請しなければならないが、企業の実際状況に応じて30日まで延長できる。（第二条）
- (3) 簡易抹消登記の耐障害メカニズムを設けた。企業が簡易抹消登記を申請した後で、市場監督管理機関の審査により、企業に「企業経営異常リストへの登録」、「持分に凍結、質権設定、動産抵当権の設定等の状況がある」、「企業が所属する非法人分支機構の抹消登記を行っていない」等の軽微な異常が存在するとされた場合、簡易抹消公示を取り消す必要はなく、異常を消除した後で再度所定の手順に従って公示を行い、簡易抹消登記を申請すればよい。（第四条）
- (4) 一般企業は抹消プラットフォームを通じて簡易抹消の全過程をオンライン処理で済ませることができ。ただし、機関、事業法人、外資系企業以外の抹消主体には、窓口に出向いて「全出資者承諾書」を提出するよう求める。（第5条）

2. 今後の留意点

本通知が施行されると、債権債務の発生していない、もしくは債権債務の清算を済ませた企業では抹消の手続きが簡素化され、所要時間が短縮され、提出書類も少なくなることで、企業の市場退出がより簡便になる。中国市場からの退出を考える日系企業では、条件を満たせば簡易抹消方式によって抹消登記を行うことが可能である。

各日系企業が簡易抹消方式で抹消登記を行う際には、事実を隠匿したり、市場監督管理機関に虚偽の書類を提出することのないよう留意する必要がある。例えば、従業員賃金、社会保険料、法定の補償金、納付税額等の費用が未払いとなっている企業は、偽って債権債務が清算済みである旨の誓約をしてはならず、虚偽の誓約をした場合、市場監督管理機関に抹消登記を取り消されたうえ、重大違法信用失墜リストに登録されるとともに、この情報が社会に対して公示されるため、現地企業の信用及び市場退出に極めて大きな影響を及ぼすことになり、ひいては本社の信用にまで影響が及びかねない。（全5条）

公平競争審査制度にかかる実施細則

(発令元) 国家市場監督管理総局、発展改革委員会、

財政部、商務部、司法部

(法令番号) 国市監反壟規〔2021〕2号

(公布日) 2021年6月26日

1. 主なポイント

- (1) 公平競争審査の適用範囲を明確に定めた。市場への参入と退出、産業の発展、投資誘致、入
 応札、政府調達、経営行為についての規範、資格基準等、市場主体の経営活動に関わる規則、規
 範性文書、その他の政策文書、「一事一議制」により形成された具体的政策措置は、いずれも公
 平競争審査を受けて法規、政策が市場競争に与える影響を評価しなければならない。(第1条)
- (2) 競争審査の審査機関について明確に定めた。例えば、行政法規、国务院の政策措置、地方性
 法規、自治条例等は、起草機関が公平競争審査を担当する。(第3条)
- (3) 審査基準の内容及びその具体的な表れ方について規範化し、規定を詳細化した。例えば市場
 への参入と退出にかかる基準について、「不合理な、又は差別的な参入・退出条件を設けること」
 に該当する事由をより詳細に規定したことで、企業の市場への参入又は退出に対する制約を減ら
 した。(第13条)
- (4) 公平競争審査を行う第三者評価機関について規定し、第三者評価というプロセスを導入する
 ことを明確に示し、第三者評価導入の具体的事由についても詳細に規定した。
 (第21条、第22条)

2. 今後の留意点

本実施細則は従前の実施細則(暫定施行規定)を補足して改善したもので、審査基準の全面的な
 詳細化を行い、企業に対する技術譲渡の強制、現地分支機構の設立強制、特定企業向けの優遇政策、
 不合理なプロジェクトデータベース、資格データベースの設置といった具体的事由を審査基準とし
 て含めたことで、公平競争審査の実行性が高められた。

本実施細則により、実際の経営過程において、政府入応札や企業に対する政府の政策要求が公平
 競争原則に違反するものでないかを企業が自ら判断するための一定のガイドラインが提供された。
 各日系企業ではこのほか、専門の弁護士を通じ、政策制定機関やその上級機関と交流、交渉するこ
 とで、企業にとり最も有利となるような政策となるよう働きかけるという方法もある。(全31条)

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

王氏は2008年9月に日系企業A社にオペレーターとして入社した。A社は2009年5月から王氏の社会保険料納付を開始した。2020年1月、王氏からA社に労働関係解除通知を提出し、A社が2008年9月から2009年5月までの期間において王氏の社会保険料を納付していなかったことを理由に、労働関係の解除を主張し、同時にA社に経済補償金50,000元の支払いを求めた。A社はこれに応じず、王氏は労働仲裁を申し立てた。

2. 紛争の焦点

A社は王氏の社会保険料を12年間にもわたり全額納付してきたところ、王氏は会社が2008年9月から2009年5月までのわずかな期間分の未納があったというだけで、労働関係の解除と経済補償金の支払いを主張できるのか。

3. 弁護士の分析

王氏の社会保険料を12年間にもわたり全額納付してきたA社に対し、王氏は2008年9月から2009年5月までの期間分が未納となっていることを理由に労働関係の解除と経済補償金の支払いを主張することはできない。理由は以下の通り。

『労働契約法』第38条第1項第3号及び第46条の規定により、使用者が法通りに従業員の社会保険料を納付していなかった場合、従業員は労働関係を解除し、経済補償金を得ることが可能である。ただし、従業員の労働契約解除権は性質上「形成権」に該当し、その行使は一定の期限による制約を受ける。

本件においては、双方の労働関係の存続期間において、A社は王氏が入社してからの7ヶ月分の社会保険料を納付していなかったとはいえ、2009年5月から、A社は王氏の社会保険料を全額で納付するようになったことで、違法の事実は収束して持続していない状態となり、王氏は当時このことについて一切異議を提起しなかった。解除権を享有する当事者として、12年間にもわたり解除権を行使しなかったことは、権利に対する行使怠慢にあたり、当該解除権はすでに消滅しており、もはや法律による保護を受けられない。

したがって、王氏は会社が2008年9月から2009年5月までの期間分の社会保険料を納付していないことのみによって、労働関係の解除を要求し経済補償金を主張することはできない。

4. 司法判断

本件は労働仲裁の後、一審、二審裁判及び再審のプロセスを経て、いずれも王氏のA社に対する経済補償金支払い請求が法により棄却される結果となった。

5. 留意点

実務の中で、使用者によっては従業員が試用期間中は社会保険料を納付せず、試用期間が満了してから納付を開始するところがある。試用期間中に社会保険料が納付されなかったことを理由に、従業員が労働関係を解除できるかどうかについては一概に結論付けることはできず、個別に具体的な分析を行う必要がある。

- (1) 従業員が、会社から社会保険料が納付されなかった期間中に労働関係を解除する場合については、社会保険料の未納を理由に労働関係を解除し、経済補償金の支払いを要求することは可能と考えられる。
- (2) 従業員が、会社が全額で社会保険料を納付した後で、会社の社会保険料未納を理由に労働関係を解除するという状況が裁判所により支持されるかどうかは、司法実務において、状況によって異なる判例が存在する。

裁判所によっては、従業員の労働関係解除、経済補償金支払いの主張を支持するところがある一方、会社がすでに法に従い是正したことを理由に従業員の主張を支持しない裁判所もある。このような状況に遭遇した場合は、専門の弁護士に相談し、案件の状況や各地の司法実践に基づいた専門的な処理意見を仰ぐことを勧める。